

Ⅱ 運営費・施設整備等に関する補助制度

jGrantsをぜひご利用ください

ネットでいつでも！ 補助金申請

応募から、採択後の手続きまで完結。

国や自治体の補助金が、誰でも簡単に申請できます。



24時間申請できる



申請状況がわかる

出典：jGrants ネットで簡単！補助金申請 | jGrants

知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金の申請について（jGrantsによる申請方法）

経緯

東京都では、事業者の行政手続きにおける負担を軽減することを目的に、行政手続きの簡略化、効率化を図るため、行政手続きのDX化（デジタルトランスフォーメーション）を推進しております。

それに伴い、「知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金」において、この度、jGrantsを導入する運びとなりました。

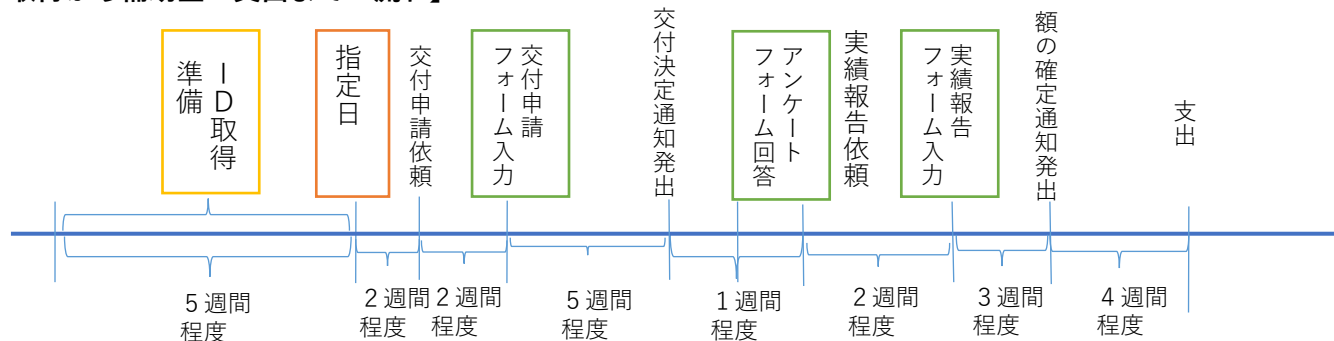
【参考】jGrantsとは

「jGrants（Jグランツ）」とは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をすることです。

インターネットを経由するため、国や自治体の補助金がいつでも・どこでも申請ができ、誰でも簡単に応募から採択後の手続きまで完結することができます。

また、申請するために書面を郵送する必要がありません。そのため、書面で行う申請に比べてコストがかからないことや、ログイン時の認証機能によって書類への押印が不要となる、などのメリットがあります。

【ID取得から補助金の支出までの流れ】



①gBizIDの取得（事前準備）

- 当補助金は「jGrants（電子申請システム）」を通して申請します。
- jGrantsを利用するにあたり法人ごとに「**gBizIDプライム（無料）**」を取得する必要があります。
- 事業所ごとにIDを取得されたい場合は、gBizIDプライム（無料）の取得後、「**gBizIDメンバー（無料）**」も取得してください。

【「gBizIDプライム（無料）」取得方法】

以下のリンクからID取得申請を行ってください。

<https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show>

↓クイックマニュアル↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/manual.html>

【「gBizIDメンバー（無料）」の取得方法】P.9～を参照

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

②申請（都からの申請案内メールを受信後）

東京都から送信する案内メール内に交付申請用フォームへのjGrants用のURLが記載されています。

案内メールに記載のあるURLから申請手続きを進めてください。
（※限定URLのため一般に検索することはできません）

【交付申請フォーム】

交付申請フォームにて必要事項の入力を行ってください。

次に申請様式（Excelデータ）、口座振替依頼書（Excelデータ）写真及び領収書のデータのアップロードを行ってください。

※「申請様式」及び「支払金口座振替依頼書」は案内メールに添付されています。

運営費関連の補助制度について

名称	内容		対象	基準額及び対象経費	支弁額	窓口
東京都障害者グループホーム支援事業	グループホームを運営するための補助	運営費の助成	運営法人	資料4「国報酬・都加算の概要について」 「Ⅱ 都加算について」を参照	同 左	区市町村
		家賃助成費	利用者ごと (知的障害者及び身体障害者等)	利用者の所得(月額) (1)73,000円未満 24,000円 (2)73,000円以上97,000円未満 12,000円	基準額又は家賃のうち低い額 (特定障害者特別給付費の対象者は、当該給付費を控除した額を限度とする)	
		施設借上費	運営法人 (精神障害者)	居室の家賃等 69,800円		
開設準備経費補助	グループホームを始めるための補助 ※開設後に1回限り補助 (次頁参照)	家屋借上費	運営法人 (主たる対象者が知的障害者・身体障害者等)	家屋借上げにかかった礼金、仲介手数料 750,000円	基準額又は実際にかかった経費のうち低い額×3/4	東京都
		開設準備経費	運営法人 (主たる対象者が知的障害者・身体障害者等)	グループホームを開設するのにかかった事務費(賃金、職員研修費)、物品購入費等 309,000円	基準額又は実際にかかった経費のうち低い額×3/4	
			運営法人 (主たる対象者が精神障害者)	グループホームを開設するのにかかった物品購入費等 309,000円	基準額又は実際にかかった経費のうち低い額	区市町村

東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金について

(1) 補助対象

以下の3点を全て満たすユニット

- ① 新設または増設したユニット(定員増であっても移転は対象外)
- ② 知的障害者又は身体障害者、難病患者等を主たる対象とするユニット(精神障害者は区市町村窓口で行っているため除く)
- ③ 入居定員が4名以上のユニット
(※八王子市内のGHについては、八王子市にお問い合わせください。)

(2) 手続きの流れ

★対象法人には、指定時に本制度についてお知らせし、その後、改めて手続きについて、メールで御案内します。



★複数法人からの申請を一括して処理するため、交付申請から支出まで数か月かかります。

★指定時の現地確認において、備品類の納入確認をしますので本補助金を申請する場合は、現地確認までに、申請書の内訳を予め御作成ください。

(3) 補助までのスケジュール(予定)※あくまで目安となります。

交付申請書提出	開設日から約2週間
交付決定通知発出	申請書提出後切から約5週間
実績報告提出	交付決定通知から約1週間
額の確定通知発出	報告書提出後切から約3週間
支出	確定通知から約4週間

(4) 家屋借上げ費

- ① 補助額
基準額を750,000円とし、基準額または実際にかかった経費のうち低い額に4分の3をかけた額(補助額上限:562,500円)

- ② 補助対象経費
★ 権利金(礼金)、仲介手数料のみ ※敷金は対象外です。

③ 必要書類

- ★ 法人あて領収書(写)
- ★ 賃貸借契約書、重要事項説明書(写)

※領収書(写)に礼金・仲介手数料の個別の金額が記されていない場合は、別途内訳書を作成してください。

(5) 開設準備経費

- ① 補助額
基準額を309,000円とし、基準額または実際にかかった経費のうち低い額に4分の3をかけた額(補助額上限:231,750円)
- ② 補助対象経費
★ 管理事務費…開設前の職員(事務担当職員を除く)の給与(基本給のみ、原則開設日前日までの1か月勤務実績分)、研修費用

★ 初度調弁費…備品購入費、消耗品費(開設時に必要な分のみ)
★ 備品…家事の際に使用する電気製品や、共有スペースで利用可能のもの。
(例)冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、食器等

★ 消耗品…家事や洗濯の際に使用するものや、共有スペースで利用可能のもの。
(例)掃除用品、調理器具等

!! 以下のものについては、補助対象外ですのでご注意ください!!

- ・GH開設日以降に購入(納品)したもの
- ・利用者が居室等で個人的に利用するもの (例:各居室のカーテン・エアコン、等)
- ・配送費、設置費
- ・事務用品等法人が負担するべきもの (例:事務用の文房具・鍵付き書庫・パソコン・金庫・電話、等)
- ・他の補助金(施設整備費補助金、短期入所開設準備経費等補助金等)を利用して購入したもの
- ・レシート、領収書等で内訳がわからないもの
- ・ポイントが付与されたり値引きされた分

ポイントの対象となった商品は補助の対象外です。購入するときは、ポイントカードやクレジットカードを使用しないでください。

③ 必要書類

- ★ 管理事務費(世話人等の賃金、研修費用)
→世話人等と法人の間で交わされた雇用契約書(写)・給与明細(写)
- ★ 初度調弁費(消耗品費、備品購入費)
→法人あて領収書(写)・レシート(写)・明細書(写)
(レシートがない場合は、購入したものと金額がわかる表を添付してください。)

※契約額で税込50万円以上となる際は三者以上の複数見積もり等が必要になります。
(契約額は一品ずつの価格ではなく一般には領収書等の単位となります。)

※提出いただいた書類に関して説明資料を追加で求める場合がございます。

整備費補助制度について（グループホーム）

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152（直通）

名称	内容	対象	基準額及び対象経費（※1）	補助額（※2）	窓口	
整備費補助	グループホーム用の建物を建築・改修したりするための補助 ※原則開設前に1回に限り補助	施設整備費 (創設、改築、改修、安全対策)	運営法人 13,100千円 ~ 38,100千円 床面積：50㎡未満 ~ 120㎡以上	社福等 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×7/8 民間企業 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×1/2	東京都	
		消防設備加算	運営法人			消防法施行令別表第一(6)項口に該当する建物 4,500千円
			運営法人			消防法施行令別表第一(6)項ハに該当する建物 1,200千円
		防犯設備加算	運営法人			施設と一体的に整備する防犯設備整備費 1,000千円
		重度化等対応設備加算	運営法人			重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケア対応のための設備整備費 8,900千円
		エレベーター等設備加算	運営法人			消防署から6項口の指導を受けないグループホームにおける歩行困難な利用者等の受け入れのためのエレベーター等設置整備費（※3） 3,240千円
		医療機器等設備加算	運営法人			重度対応特別単価適用のグループホームが医療的ケア者の受入れにあたり必要となる医療機器等の設備整備（1件10万円以上） 6,000千円
		設備整備費	運営法人			1件10万円以上の設備整備費 1,500千円
大規模修繕（既存施設）	運営法人	利用者の重度化、高齢化等の対応のために必要な修繕 14,800千円	社福等 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×3/4 民間企業 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×1/4			

※1 令和7年度当初の基準額となります。今後変更になる場合があります。重度対応特別単価が適用される場合、施設整備費の基準額を1.5倍にします。

※2 次の①及び②を満たすこと

①グループホームの新規開設又は定員増を目的として行う整備であること。②重度者対応（区分4以上の利用者を1人以上受入れ）を行うこと。
それ以外の場合は、基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×3/4（社福等）又は1/4（民間企業等）

※3 重度化等対応設備加算を適用する場合はエレベーター等設備加算は適用しない。

社福等・・・社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人
民間企業等・・・社会福祉法人等以外の法人（株式会社、有限会社等）

○ 重度対応特別単価

1 目的

東京都では、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン（令和6～8年度）」において、従来の基盤整備に関する目標とあわせて、新たに質の向上に関する目標を設定しています。目標達成に向け、重度障害者に対する地域支援の推進を図るため、重度障害者に対応できる地域居住の場（共同生活援助）、日中活動の場（生活介護）、在宅サービス（短期入所）の計画的な整備を推進することを目的としています。

2 補助対象

<対象法人>

社会福祉法人等（社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等）、**民間企業等**（株式会社、有限会社等）

<対象事業>

新たに、**強度行動障害・重度重複障害（重症心身障害児（者））・医療的ケア**を要する障害者を受け入れるために、**共同生活援助・短期入所・生活介護事業所**を整備する場合

3 補助内容

- **本体工事の補助基準額を1.5倍に引き上げる**、重度対応特別単価を適用します。
- 重度対応特別単価が適用される場合は、特別助成として、補助率7/8を適用します。

4 主な補助条件（例）

- 重度対応の施設整備の必要性が事業所所在地の区市町村の障害福祉計画に位置付けられていること。
- 対象障害（強度行動障害・重度重複障害・医療的ケア）者を定員の一定割合受け入れること。
- 重度障害者支援加算、医療連携体制加算等の各種加算を取得すること。
- 対象障害者を受け入れるにあたり必要な設備を整えていること。

<必要とする設備の例>

強度行動障害	広めの居室、クールダウン室 等
重度重複障害	広めの居室、スヌーズレン室 等
医療的ケア	広めの居室、非常用電源、スヌーズレン室 等

5 その他

- 上記条件を満たさなくなった場合は、目的外使用として財産処分の対象とします。
- 重度対応特別単価の対象となる施設の入居者・利用者の募集については、整備・運営事業者と整備地の区市町村とで調整の上、募集方法を検討してください。
- 重度対応特別単価を活用し整備した施設については、入居・登録された利用者を区市町村において把握してください。

連絡先

東京都 福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
【TEL】03-5320-4152 【FAX】03-5388-1407

～土地に関する補助事業（定期借地権の一時金に対する補助事業&借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業）に共通する事項～

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152（直通）

1 対照表

	定期借地権の一時金に対する補助事業	借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
事業内容	定期借地権の一時金の一部を補助	土地の賃料の一部を補助
対象用地	民有地 国有地 区市町村有地	民有地 国有地
対象借地権	一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権	普通借地権 一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権
効果	契約時に一時的な出費が必要だが、毎月の賃料が減額になる！	事業開始初期の賃料負担を抑えられる！

※ グループホームを整備する場合は、事業用定期借地権は補助対象外です。

2 借地借家法における借地権の種類

	普通借地権	定期借地権		
		一般定期借地権（第22条）	建物譲渡特約付借地権（第24条）	事業用定期借地権（第23条）
存続期間	30年以上	50年以上	30年以上	10年以上50年未満
建物用途	制限なし	制限なし	制限なし	事業用建物の所有
終了	期間満了によるが、原則は法定更新される。地主が更新拒絶するには正当事由を要する。	期間満了による	建物譲渡による	期間満了による
その他	建物買取請求権がある。建物買取請求権が行使されれば建物はそのまま土地を明け渡す。借家関係は継続される。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしないという3つの特約を定める。	30年以上経過した時点で建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしないという3つの特約を定める。

3 財産処分制限期間

補助を利用する場合は、借地権の設定期間は原則として建物の財産処分制限期間以上でなければなりません。

	事業所用	寄宿舎用	
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	47年	※鉄骨の厚さによって異なる
鉄骨造	38、30、22年	34、27、19年	
木造	24年	22年	

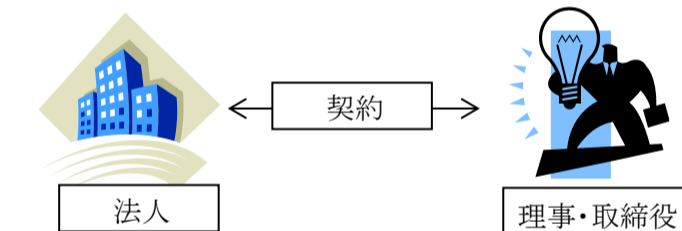
*参考:「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)

4 利益相反関係

契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合は、補助対象外です。

※ 利益相反関係とは
ある行為によって、一方の利益となると同時に、他方の不利益となる関係。社会福祉法や特定非営利活動促進法等により、一定の範囲で制限されている。

(例) 理事・取締役と法人との間の借地契約



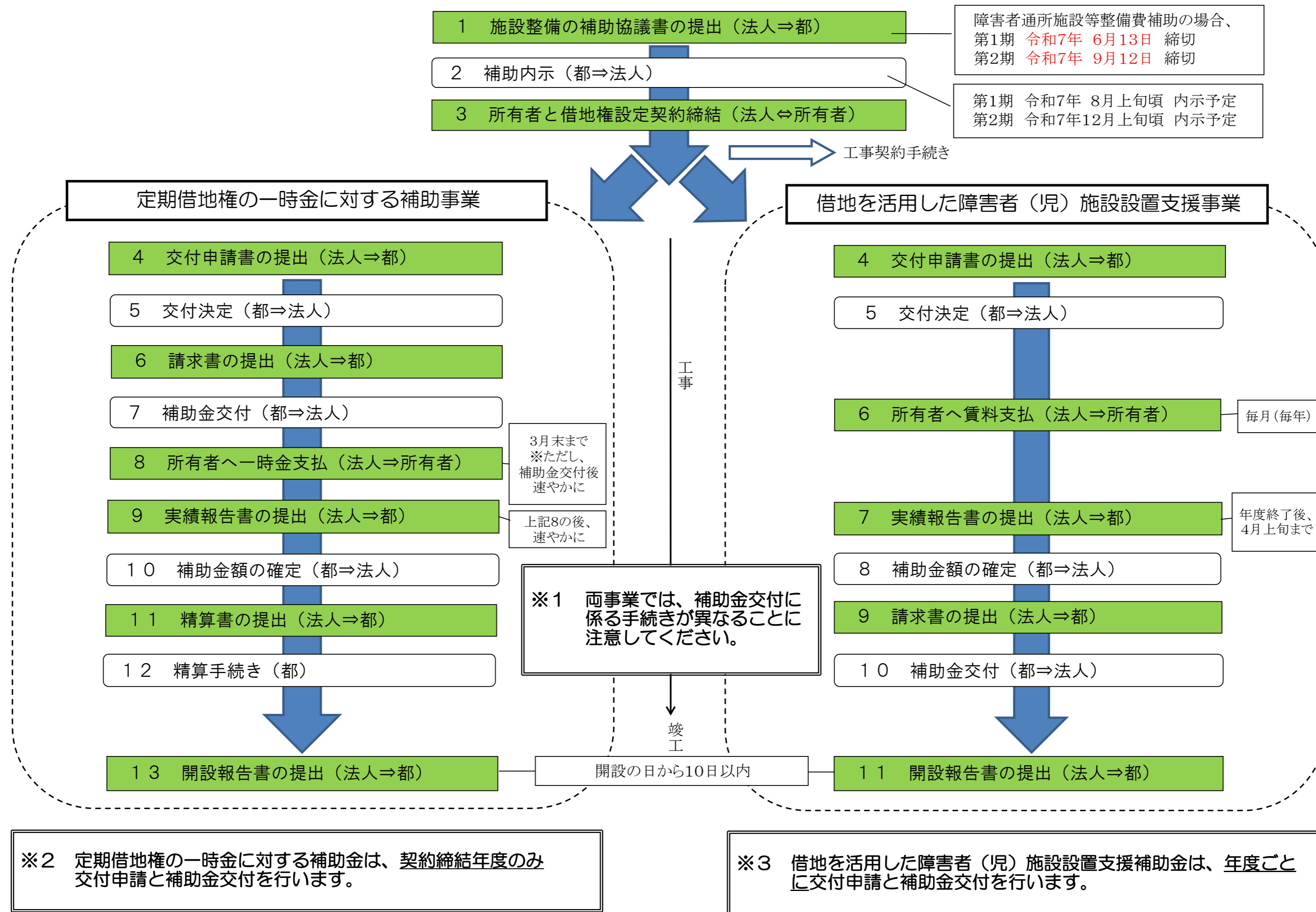
5 その他

- 両事業とも、補助条件を満たした契約であることを確認するため、事前に都の確認を経た上で、内示後に土地所有者と契約を締結してください。
- 両事業とも、交付申請時に、借地料が適正な価格であることを確認するために不動産鑑定評価書等の提出が必要です。
- 両事業の要綱、Q&A等については、以下のHPをご参照ください。

・定期借地権の一時金に対する補助事業
『東京都福祉局>障害者>事業者の方へ>障害者の生活基盤整備>定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業』
URL: <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/seikatukibanseibi/teikisyakuchi.html>

・借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
『東京都福祉局>障害者>事業者の方へ>障害者の生活基盤整備>借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について』
URL: https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/seikatukibanseibi/shakuchi_katsuyou.html

6 スケジュール



定期借地権の一時金に対する補助事業について

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152 (直通)

1 事業概要

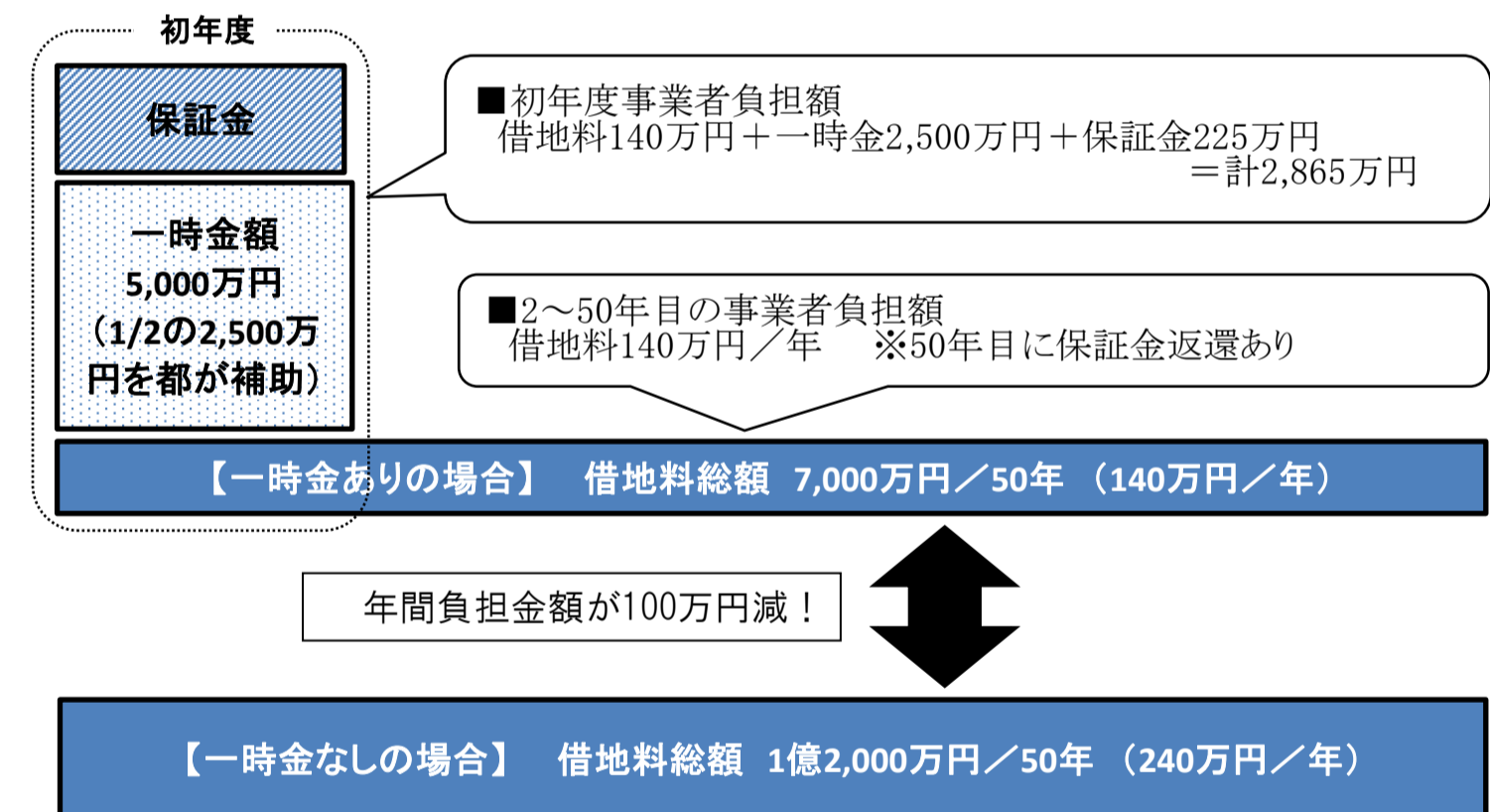
- (1) 目的
この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者
社会福祉法人、特定非営利活動法人等(自治体、営利法人を除く。)
- (3) 補助対象事業
・日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という)
- (4) 補助対象用地
民有地、公有地(国有地、区市町村有地)
- (5) 補助対象経費
別表の第2欄に定める経費とする。
※定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。
※保証金として授受される一時金である場合、定期借地権の設定期間が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合、定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合等は補助対象としない。
- (6) 補助金交付額
別表の第1欄の額に掲げる交付基準額と、第2欄に定める経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補

別表

1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額(定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間(1年未満の端数切捨て)を50年で除した割合を乗じたものとする。)の2分の1の額。	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。	1/2

2 事業イメージ図

- * 設定条件
路線価20万円/㎡、地積500㎡、借地料1億2,000万円/50年(240万円/年)、一時金5,000万円、寄付金0円、保証金225万円の場合
- * 交付基準額
路線価20万円/㎡ × 土地面積500㎡ × 1/2 = 5,000万円
- * 補助金交付額
交付基準額と一時金額を比較して低い方の額 × 補助率 = 補助金交付額
5,000万円 × 1/2 = 2,500万円



※注意※

定期借地権設定契約書に、下記事項を記載する必要があります。締結前に、必ず都の確認を経た上で、締結して下さい。

- ・一時金の性質(賃料の前払いであるか)
- ・一時金額(月額賃料における充当金額が示されているか)
- ・一時金充当期間(いつからいつまで充てるのか)
- ・一時金充当期間終了前に解約された場合、一時金のうち未充当期間相当額を返還する旨の規定

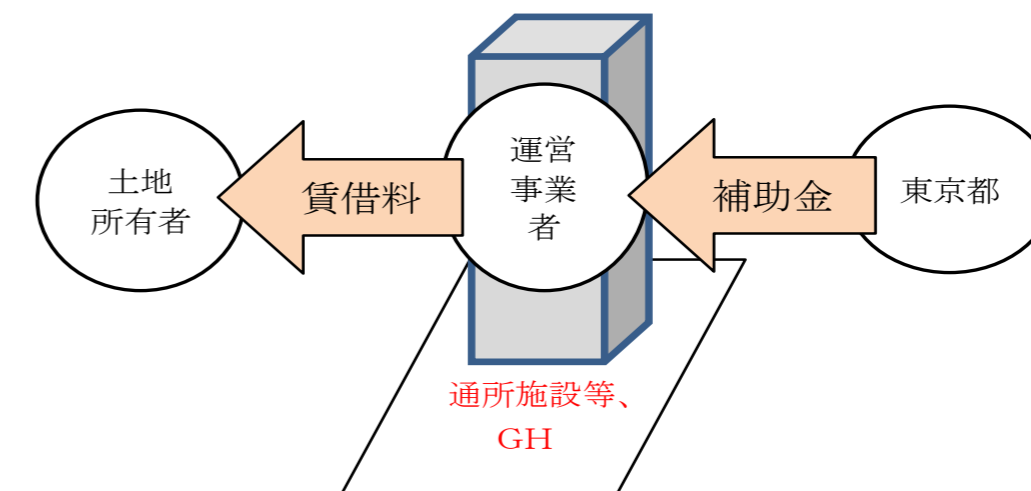
借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152（直通）

1 事業概要

- (1) 目的
この事業は、事業者が国有地又は民有地を借り受けて障害者施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。
 - (2) 補助対象者
社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。）
 - (3) 補助対象事業
 - ・日中活動系サービス（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
 - ・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所（以下「主に重心」という）
 - (4) 補助対象用地
民有地、国有地
 - (5) 補助対象経費
事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料
 - (6) 補助金交付額
土地賃料と補助基準額を比較して少ないほうの額の1/2
- ※補助基準額
国有地：契約金額
民有地：公示地価により3段階で設定（*）
- (7) その他
 - ・補助対象期間は、賃貸借開始から60か月（5年間）が上限
 - ・令和9年3月までに土地賃貸借を開始したものが対象

2 事業イメージ図



【年度内に支払った賃借料と補助基準額の少ない方】 × 1 / 2 = 補助額

* 民有地の補助基準額

（単位：千円／年）

当該地の公示価格	通所施設等	グループホーム	主に重心
都内平均よりも低い場合	5,000	2,500	1,000
都内平均の2倍未満の場合	10,000	5,000	2,000
都内平均の2倍以上の場合	15,000	7,500	3,000

※整備予定地の公示価格がどこに該当するかについては次ページを参照すること

- * 事業開始初期の経費を抑えられ、経営の安定化が図れます。
- * 定期借地権の一時金に対する補助との併用が可能です。ぜひご活用ください！
- * **令和9年3月31日までに契約締結し、かつ土地の賃貸借期間が始まったものが補助対象となります！**



別表

補助基準額

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、児童発達支援センターの場合

(単位：千円)		(単位：千円)		(単位：千円)	
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	15,000	八王子市	5,000	瑞穂町	5,000
中央区	15,000	立川市	5,000	日の出町	5,000
港区	15,000	武蔵野市	10,000	檜原村	5,000
新宿区	10,000	三鷹市	10,000	奥多摩町	5,000
文京区	15,000	青梅市	5,000	大島町	5,000
台東区	15,000	府中市	5,000	利島村	5,000
墨田区	10,000	昭島市	5,000	新島村	5,000
江東区	10,000	調布市	5,000	神津島村	5,000
品川区	10,000	町田市	5,000	三宅村	5,000
目黒区	15,000	小金井市	5,000	御蔵島村	5,000
大田区	10,000	小平市	5,000	八丈町	5,000
世田谷区	10,000	日野市	5,000	青ヶ島村	5,000
渋谷区	15,000	東村山市	5,000	小笠原村	5,000
中野区	10,000	国分寺市	5,000		
杉並区	10,000	国立市	5,000		
豊島区	10,000	福生市	5,000		
北区	10,000	狛江市	5,000		
荒川区	10,000	東大和市	5,000		
板橋区	10,000	清瀬市	5,000		
練馬区	5,000	東久留米市	5,000		
足立区	5,000	武蔵村山市	5,000		
葛飾区	5,000	多摩市	5,000		
江戸川区	5,000	稲城市	5,000		
		羽村市	5,000		
		あきる野市	5,000		
		西東京市	5,000		

補助基準額

共同生活援助の場合

(単位：千円)		(単位：千円)		(単位：千円)	
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	7,500	八王子市	2,500	瑞穂町	2,500
中央区	7,500	立川市	2,500	日の出町	2,500
港区	7,500	武蔵野市	5,000	檜原村	2,500
新宿区	5,000	三鷹市	5,000	奥多摩町	2,500
文京区	7,500	青梅市	2,500	大島町	2,500
台東区	7,500	府中市	2,500	利島村	2,500
墨田区	5,000	昭島市	2,500	新島村	2,500
江東区	5,000	調布市	2,500	神津島村	2,500
品川区	5,000	町田市	2,500	三宅村	2,500
目黒区	7,500	小金井市	2,500	御蔵島村	2,500
大田区	5,000	小平市	2,500	八丈町	2,500
世田谷区	5,000	日野市	2,500	青ヶ島村	2,500
渋谷区	7,500	東村山市	2,500	小笠原村	2,500
中野区	5,000	国分寺市	2,500		
杉並区	5,000	国立市	2,500		
豊島区	5,000	福生市	2,500		
北区	5,000	狛江市	2,500		
荒川区	5,000	東大和市	2,500		
板橋区	5,000	清瀬市	2,500		
練馬区	2,500	東久留米市	2,500		
足立区	2,500	武蔵村山市	2,500		
葛飾区	2,500	多摩市	2,500		
江戸川区	2,500	稲城市	2,500		
		羽村市	2,500		
		あきる野市	2,500		
		西東京市	2,500		

財産処分の概要及び手続きについて

財産処分とは

補助金を受けて取得した施設・設備等を、改築、転用、移転、事業廃止等する場合は、運営所管だけでなく、整備費補助の所管(生活基盤整備担当)による事前承認が必要です。また、真にやむを得ない正当な理由がない限り、経過年数によって、財産処分の際に、補助金の返還が生じます。

財産処分制限期間例(令和元年度時点)【寄宿舍の場合】

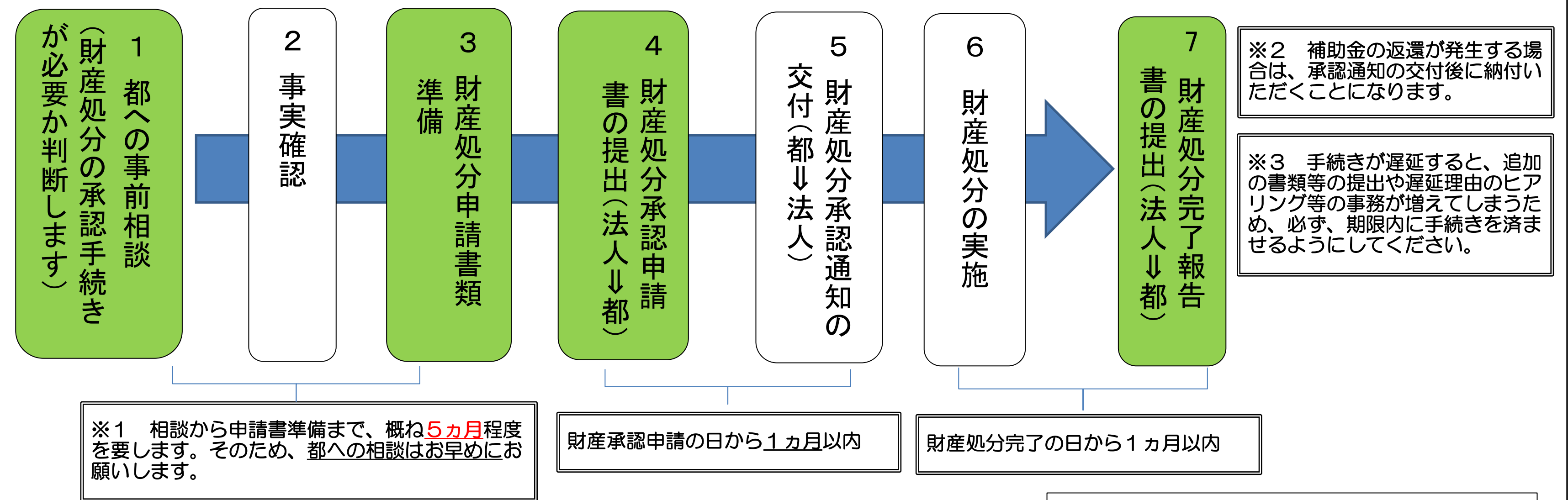
○建物:鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの⇒47年、木造⇒22年

※詳細は、厚生労働省告示第320号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限間」参考

※財産処分に該当する主な事例

- ①建物の改築、移転、事業の廃止
- ②部屋の用途変更による改修(グループホームの居室を短期入所用に変更する等)
- ③事業を他法人へ譲渡(社会福祉法人化による譲渡を含む)
- ④建物の一部取壊し、設備の廃棄
- ⑤建物を担保に供する(抵当権の設定等)

財産処分の手続きの流れ



補助金を受けて整備した建物内部に手を加えたり、移転等する場合は、法人独自で判断せずに必ず事前(財産処分実施6か月前程度)に都にご相談いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課
生活基盤整備担当 (TEL) 03-5320-4152、4377

障害者施策推進区市町村包括補助事業 (1) 選択事業

ア「グループホーム等防災対策助成事業」について

1 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所及び法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所（以下「グループホーム等」という。）が、消防法令に定める基準、或いは基準以上の消防用設備等の設置をする場合や、地域を交えた防災訓練を開催する場合及びグループホーム等に勤務する従業員が防災に関する講習会等へ参加する場合に、区市町村がその費用の一部を補助することにより、より安全なグループホーム等の推進を図る。

2 補助対象事業

法第36条第1項の規定に基づき東京都知事による指定を受けたグループホーム等が行う以下の事業

- ① 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等を設置する事業
- ② 消防・自治会等を交えた防災訓練を実施する事業
- ③ グループホーム等に勤務する従業員が防災に関する講義や実務講習のある講習会等へ参加する事業

3 事業の実施主体

共同生活援助のユニット又は短期入所の事業所が所在している区市町村

4 補助基準額

(1) 消防用設備等助成

① 共同生活援助事業所の場合

1ユニット定員5人以下の場合	1ユニット当たり	2,300千円
1ユニット定員6人以上の場合	1ユニット当たり	2,900千円

※短期入所を一体的に行う共同生活援助事業所の場合は、「1ユニット定員」を共同生活援助と短期入所の定員の合計とし、短期入所分も対象経費に含む。

② 短期入所事業所の場合（①及び空床利用型の場合を除く）

1事業所定員5人以下の場合	1事業所当たり	2,300千円
1事業所定員6人以上の場合	1事業所当たり	2,900千円

(2) 防災訓練開催経費助成

補助基準額	1件当たり	40,000円
-------	-------	---------

(3) 外部防災講習受講助成

補助基準額	1人当たり	5,000円
-------	-------	--------

5 補助対象経費

(1) 消防用設備等助成

- ・グループホーム等が消防用設備等の整備に要した以下の経費など
- ・自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、スプリンクラー設備の設置経費等

(2) 防災訓練開催経費助成

グループホーム等が、消防・自治会等を交えた防災訓練を実施するにあたり、必要となる以下の経費など

- ・ポスター、レジュメ等の印刷代
- ・防災訓練を実施する場所の使用料
- ・講習会を催す場合の講師への謝金
- ・防災訓練に使用する消火器やその他消耗品等の購入経費

(3) 外部防災講習受講助成

グループホーム等に勤務する従業員などが受講する、社会福祉施設等を対象とした防火実務講習会等への参加費用など

6 留意事項

- (1) 当該補助対象経費が他の補助事業の対象となっている場合には、この補助事業の対象としない。
- (2) グループホーム等が一つの建物に他の事業所等と併設している場合には、グループホーム等に係る経費分のみを補助対象とする。
- (3) 消防用設備等の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は補助対象外とする。

福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
電話03(5320)4151

障害者施策推進区市町村包括補助事業 (1) 選択事業

「障害者地域生活移行・定着化支援事業」について

【地域移行した利用者の個別支援事業】

1 事業の目的

障害者支援施設に入所する重度の障害者を受け入れたグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着を支援する。

2 補助対象

障害者支援施設を退所した重度の障害者を受け入れたグループホームを運営する法人に対し、相談援助等、支援に要する経費の一部を補助する。

※ 都外の障害者支援施設から都外のグループホームへ移行する場合についても対象とする。

3 事業の実施

事業の実施主体は区市町村とする。

4 補助基準額

対象者一人当たり 月額100,000円(対象期間:移行後1年間)

5 留意事項

- (1) 上記取組を実施するに当たっては、利用者本人の意向に十分に配慮するとともに、移行先の地域資源の状況等、移行後の安定した地域生活を支える体制整備にも留意しつつ、地域移行の推進を図ること。
- (2) 本事業の対象者は、障害者支援施設を退所し、グループホームに移行後1年以内の重度障害者であって、当該区市が介護給付費等を支弁する者。なお、障害児入所施設に入所している過齢児も対象とする。
- (3) 都外の障害者支援施設から都内のグループホームへ移行する場合は、「都外施設入所者地域移行特別支援事業」の対象とする。
- (4) 都外のグループホームへの移行については、都外独占施設又は都外協定施設を退所する場合には限る。
- (5) グループホームにおいては、地域生活定着計画に基づいた支援、関係機関との調整等を相当程度実施することを条件とする。

【区市町村支援事業】

1 事業の目的

地域の実情に応じて、障害者(児)の地域生活の継続及び施設入所者(児)の地域移行の促進を図る取組を支援する。

2 補助対象

普及啓発等、障害者(児)の地域生活の継続及び施設入所者(児)の地域移行の促進に資すると認められる事業

3 事業の実施

事業の実施主体は区市町村とする。

ただし、事業の全部又は一部について、事業を適切に実施することのできる法人等への委託又は補助によることができる。

なお、他の地方公共団体等と共同で事業を実施することもできる。

※実施例

- ・在宅障害者及び保護者を対象にグループホームの説明や体験の実施等
- ・地域生活の継続や地域移行の課題等に関するアンケート調査の実施、分析、仕組みの検討等(自立支援協議会への委託も可。ただし、自立支援協議会の運営経費は補助対象外。)

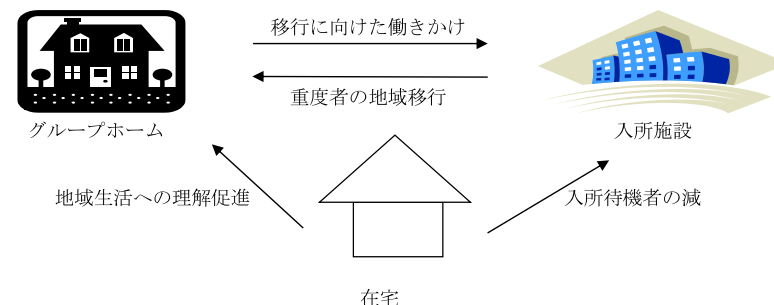
4 補助基準額

1区市町村当たり 300,000円

5 留意事項

自治体職員の人件費、飲食に関わる経費及び設備・備品の整備、建物の修繕に係る経費は補助対象外とする。

障害者地域生活移行・定着化支援事業のイメージ



【都外施設利用者地域移行促進事業】

1 事業の目的

都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図る。

2 補助対象

地域相談支援給付費(地域移行支援)の支給決定を受けた都外施設利用者に対し、都内相談支援事業所が月2回以上現地に赴き対面での支援を行う場合に、その往復等に要する経費の一部を補助する。

3 事業の実施

事業の実施主体は区市町村とする。

4 補助基準額

都外施設利用者が所在する地域に応じて補助基準額は異なる（詳細は下表のとおり、なお、対象期間は、対象者1人当たり原則6か月以内とする）。

区分	対象地域（県名）	補助基準額（月額）
単価Ⅰ	青森県、秋田県	71,000円
単価Ⅱ	宮城県、山形県、岐阜県	58,000円
単価Ⅲ	福島県、長野県	25,000円
単価Ⅳ	栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	8,000円
単価Ⅴ	埼玉県、千葉県、神奈川県	4,000円

※1：補助対象となる経費は、施設等との往復に要する旅費とする。ただし、区分Ⅰ及び区分Ⅱが適用される場合は、往復等に要する人件費についても補助対象に含める。

※2：旅費については、実際に要した費用から6,000円を控除した額を補助対象経費とする。

【例】対象者が栃木県内の施設入所者（単価Ⅳ）で、1か月に要した費用が10,000円の場合

補助対象経費：10,000円 - 6,000円 = 4,000円

補助額：補助対象経費と補助基準額（8,000円）のいずれか低い方 = 4,000円

5 留意事項

- （1）本事業の対象者は、都内に所在する区市町村が、援護の実施機関として介護給付費等を支弁する都外の入所施設利用者であり、かつ、地域相談支援給付費（地域移行支援）の支給決定を受けている者とする。
- （2）補助対象となる相談支援事業所は、都内所在の事業所とする。
- （3）地域相談支援給付費（地域移行支援）の支給決定を受けていても、当該基本報酬を請求できる要件である月2回以上の対面での支援を実施していない場合は、当該月は補助対象外とする。
- （4）相談支援事業所が、訪問、同行支援等に要する経費等を対象者に請求している場合は、補助対象外とする。
- （5）対象者が上記4の表の対象地域以外の道府県に所在する入所施設を利用している場合は、別途、都と協議により適用する単価を定めるものとする。

福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課
障害者支援施設担当
電話03（5320）4153

障害者施策推進区市町村包括補助事業（1）選択事業

ト「グループホーム地域ネットワーク事業」について

1 事業の目的

区市町村が選定する地域のグループホーム運営法人が中心となって、グループホーム地域ネットワークを構築し、人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携に向けた取り組みを行うことで、孤立化しやすい各グループホームの支援体制を強化し、質を向上させることを目的とする。

2 補助対象事業

区市町村が選定したグループホーム運営法人が中心となって、グループホーム地域ネットワークを構築し、グループホームの質を向上させるための以下の事業活動に対して補助する。

（事業内容）

- 日常的な事例検討会の開催、研修会の企画・運営など、地域のグループホームの人材育成の支援
- 運営会議等の開催、保健・医療・就労等の関係機関へのつなぎなど、地域のグループホーム相互の連携強化の取り組み
- 地域のグループホームに対する訪問や電話など、専門的な指導・助言

3 事業の実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。区市町村は、上記のような業務を適切に実施し、グループホーム地域ネットワークを構築することができる法人等へ事業を委託することができる。

なお、管内に所在するユニットが少ない場合など、1区市町村単独でネットワークを構築することが困難な場合などは、他の区市町村と共同で事業を実施することができる。

4 補助基準額（月額）【補助割合 1/2】

補助基準額は、1区市町村当たりのユニット数に応じ、下記のとおりとする。

1～5 ユニット	128,000円
6～10 ユニット	163,000円
11～20 ユニット	229,000円
21 ユニット以上	229,000円 + (20を超えるユニット数×6,600円)

福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
電話03（5320）4151

障害者施策推進区市町村包括補助事業 (1) 選択事業

又「障害福祉サービス等医療連携強化事業」について

1 事業の目的

医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援する。

2 補助対象事業

以下のような医療連携強化に資する業務を行うため、区市町村立直営、社会福祉法人、医療法人等（短期入所、グループホーム、日中活動系サービス事業所、相談支援事業所等と連携可能な法人等に限定）が運営する障害者支援施設等に看護師を配置した場合に補助する。

<事業内容>

- ① 短期入所事業所等と訪問看護の連携構築
- ② 「短期入所における医療的ケアを要する障害者の受入れ・対応」や「地域の障害者等からの相談」に関する医療的な支援の調整や助言等
- ③ 地域の障害・医療分野の関係者による定期的な連絡会の開催

【連絡会の取組イメージ】

医療的ケアを要する障害者を支援する関係機関が定期的に集まり、事例検討、現状・課題の共有と検討、意見交換、情報交換、地域特性を活かした支援体制のあり方を協議したり、医療連携強化に資する研修、講習会等を開催したりすることで、地域の医療連携体制の強化を図る。

※関係機関例：配置看護師、短期入所事業者、訪問看護ステーション等事業者、医療機関等関係者、障害福祉サービス事業者、その他障害者支援の関係者

3 事業の実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。ただし、事業の全部又は一部について、事業を適切に運営することができる法人等への委託又は補助により実施することができる。

4 補助基準額【補助率1/2】

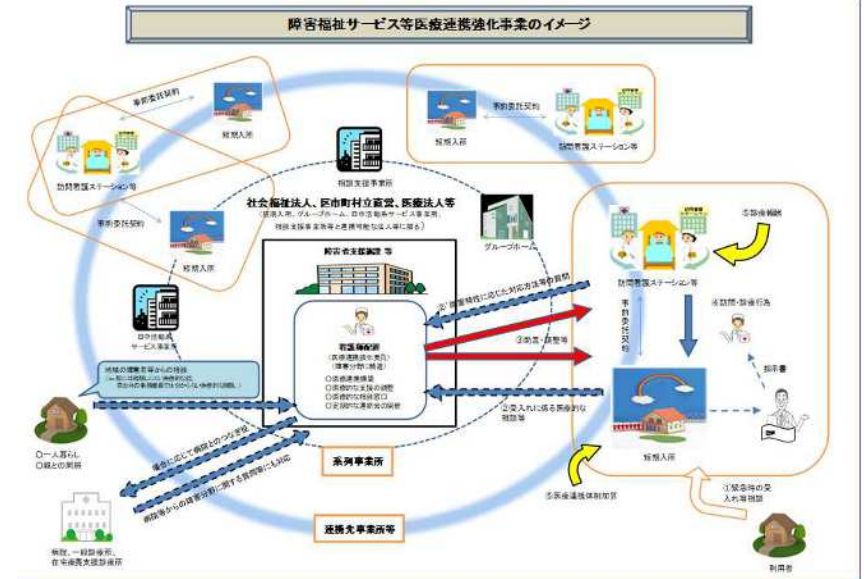
看護師配置1人当たり 5,022千円（年額）

5 補助対象経費

看護師人件費及び連絡会経費（報償費（医療機関等関係者、障害関係者等）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役員費（電話代、切手代等）、交通費等）

6 留意事項

- (1) 事業実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとし、当該補助対象経費が他の事業の対象となっている場合には、この補助事業の対象としない。
- (2) 医療保険制度や介護保険制度による報酬算定が可能な施設等と同一所在地で実施する場合、この事業で報酬の対象となる訪問等を実施する場合は、報酬算定しないこと。



<配置看護師の医療連携強化業務例>

- 定期的な連絡会を開き、地域資源の把握とともに、連携強化の土台作りを行う。
 - 訪問看護と短期入所事業所について、双方の畑違いの制度理解の推進、地域資源などを踏まえた効果的な組み合わせの検討、マッチング、両者の事前契約締結の助言などを調整
 - 医療的ケアを要する人からの依頼について、具体的なケースを想定、対応方法を協議するなど事前に受入れに向けて準備を進めておく。
- 実際に依頼が来たら、上記図の①～⑤のような流れで受け入れる。
 - これまで最初から受入れを断っていたような短期入所事業所側は、まずは受入れの可否や訪問看護への質問の仕方などについて配置看護師へ相談
 - 訪問看護側は障害特性に応じた適切な対応方法等について障害分野に精通した配置看護師に相談
- ①～⑤のトライアルを何度も繰り返して経験を積むことで、受入れ可能なケースの判別や増加を進めるとともに、よりスムーズな受入れが可能へ。
 - ⇒訪問看護と短期入所等のペアの連携を深め、受入れ体制を整備
- 配置看護師は、地域で上記訪問看護と短期入所等のペアを複数受け持ち、調整に当たる。
- 連絡会では対応したケース検証や情報共有、医療・障害双方の講師を招いた研修会等を行い、地域全体の底上げや地域間の連携強化につなげる。

福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
電話03(5320)4151

障害者施策推進区市町村包括補助事業 (1) 選択事業

ノ「障害者(児)施設防犯緊急対策事業(障害福祉サービス事業所等)」について

1 事業の目的

障害福祉サービス事業所等(以下「事業所」という。)に対して、防犯設備の設置に係る費用の一部を補助することで、事業所の利用者の安全確保を図ることを目的とする。

2 補助対象

(1) 事業所

- ・ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人及び営利法人等(以下「社会福祉法人等」という)が障害者総合支援法に基づき運営する障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助)、福祉ホーム、相談支援事業所
- ・ 社会福祉法人等が児童福祉法に基づき運営する児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所
- ・ 社会福祉法人等が障害者施策推進区市町村包括補助事業に基づき運営する重度身体障害者グループホーム事業

(2) 経費

次に掲げる整備等、事業所の防犯対策を強化する工事を対象とする。

① 門、フェンス等の外構等の設置・修繕

門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備(新規設置は対象外)

(対象工事の例示)

- ・ 外構の修繕工事
- ・ 窓のサッシを二重にする改修工事
- ・ 事業所内の居室ドア等の改修工事
- ・ 玄関扉の改修工事
- ・ フェンスの追加設置工事、フェンスから塀への変更
- ・ 防犯フィルム貼付工事(他の設置工事と一体的に行った場合のみ対象)

② 非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事の例示)

- ・ 110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・ 防犯カメラを設置する工事
- ・ カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・ 人感センサーを設置する工事
- ・ センサーライト、防犯灯の設置工事
- ・ その他、事業所の安全対策に必要な工事

3 事業の実施主体

区市町村

4 補助基準額

防犯設備等の整備にかかる工事費用

5 留意事項

- (1) 設備・備品のみで購入費用、リース契約に基づく工事、維持管理費等は、補助対象外とする。
- (2) 同一敷地内または建物内に他の施設・事業所を併設している場合(例、高齢者施設、保育所、区市町村の単独事業等)、他の施設・事業所に係る経費は補助対象としない。面積按分の上、障害者に係る事業所に係る経費のみ補助対象とする。ただし、「2(1)事業所」と併せて、以下の事業を行う場合、その事業所に係る経費も対象とする。
 - ・ 障害者総合支援法に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
 - ・ 児童福祉法に規定する保育所等訪問支援
- (3) 公立の建物で実施している事業は、補助対象外とする。

福祉局障害者施策推進部

施設サービス支援課生活基盤整備担当

電話03(5320)4152

障害者施策推進区市町村包括補助事業（１）選択事業

ハ「医療連携型グループホーム事業」について

1 事業の目的

障害者グループホーム(以下「グループホーム」という。)において、医療的ケアが必要な障害者(以下「利用者」という。)に医療支援を行う生活支援員等を配置するとともに、医療連携ケア会議等により、医療的ケアが必要な障害者のグループホーム受入促進に主体的に取り組む区市町村を支援することを目的とする。

2 補助対象事業

区市町村が以下（１）及び（２）に掲げる内容を実施するグループホームに補助を実施した場合に補助対象とする。ただし、（２）については区市町村が直接実施すること又は団体等に委託して実施することができる。

- (1) たん吸引や経管栄養等、日常的に医療が必要な障害者をグループホームで受け入れる。
- (2) 医療と連携して利用者を支援していくために、以下の取組などを行う医療連携ケア会議を区市町村が主導して開催する。
 - ア 地域のグループホーム事業者、訪問看護事業者、相談支援事業者等を対象とした勉強会等を開催し、医療連携の実践事例の共有化を図る。
 - イ 関係者を構成員とする検討会を設置し、利用者の状況把握及び課題を明らかにして、医療支援体制を検討する。

3 補助基準額【補助率 1／2】

- (1) 医療的ケア利用者受入人件費（生活支援員） 利用者1名当たり 24,400円/日
 - (2) 医療的ケア利用者受入人件費（看護職員） 利用者1名当たり 29,400円/日
 - (3) 医療連携ケア会議等 会議開催にかかる経費 1区市町村当たり上限130,800円/年額
- ※（１）及び（２）については、利用者に対して、指定共同生活援助を行った日について算定する。
ただし、入院期間中は、病院等との連絡調整を行った場合には、算定することができる。
※（１）生活支援員：介護福祉士等たんの吸引や経管栄養等医療的ケアができる生活支援員
※（２）看護職員：保健師、看護師もしくは准看護師

4 グループホームにおける生活支援員の配置

医療支援を行うため、指定基準に定める人員基準に加えて、利用者1名に対して、介護福祉士等たんの吸引や経管栄養等医療的ケアができる生活支援員、または看護職員を1名以上、増配置すること。

5 その他

- (1) 訪問看護事業所等との連携により、緊急時の医療体制の確保を図ること。
- (2) グループホームの建物は、車椅子対応可能な構造とし、医療的ケアが必要な障害者に適した造りとする。

福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
電話03(5320)4151

障害者施策推進区市町村包括補助事業（１）選択事業

フ「都外施設入所者地域移行特別支援事業」について

1 事業の目的

都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着を支援する。

2 補助対象

都外の障害者支援施設を退所した障害者を受け入れた都内のグループホームを運営する法人に対し、次に掲げる経費の一部を補助する。

- 【都外施設から地域移行した利用者の個別支援事業】
相談援助等、支援に要する経費（移行後1年以内）
- 【都外施設からの地域移行時集中支援事業】
移行に向けた調整等、移行前6か月間に要した経費

3 事業の実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。

4 補助基準額

- 【都外施設から地域移行した利用者の個別支援事業】
対象者一人当たり 月額300,000円（対象期間：移行後1年間）
- 【都外施設からの地域移行時集中支援事業】
対象者一人あたり 1,000,000円（上限）（移行後に補助）

5 留意事項

- (1) 上記取組を実施するに当たっては、利用者本人の意向に十分に配慮するとともに、移行先の地域資源の状況等、移行後の安定した地域生活を支える体制整備にも留意しつつ、地域移行の推進を図ること。
- (2) 本事業の対象者は、都外の障害者支援施設を退所し、都内のグループホームに移行後1年以内の障害者であって、当該区市が介護給付費等を支弁する者とする。なお、障害児入所施設に入所している過齢児も対象とする。
- (3) グループホームにおいては、地域生活定着計画に基づいた支援、関係機関との調整等を相当程度実施することを条件とする。

<参考>本事業と「障害者地域生活移行・定着化支援事業」（地域移行した利用者の個別支援事業）の対象範囲について

移行元 移行先	都内入所		都外入所	
	中軽度	重度	中軽度	重度
都内 GH		②	①	①
都外 GH				②

① 都外施設入所者地域移行特別支援事業

② 障害者地域生活移行・定着化支援事業

福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課障害者支援施設担当
電話 03 (5320) 4156

障害者施策推進区市町村包括補助事業 (1) 選択事業

メ「障害者グループホーム地域連携推進事業」について（R7新規事業）

1 事業の目的

グループホーム事業所の質の向上に繋げるため、事業所が実施する地域連携推進会議に参画し、必要に応じて開催を後押しする区市町村の取組を支援する。

2 補助対象事業

区市町村が雇用した非常勤職員等又は委託事業者が、グループホームが開催される地域連携推進会議に地域連携推進員として参画するとともに、必要に応じて、会議の運営等に係る必要な助言等を行う。

3 事業の実施主体

区市町村（委託可）

4 補助基準額（補助率1/2）

グループホーム1事業所あたり（上限） 141,000円/年

5 補助対象経費

地域連携推進会議へ参画し、必要な助言等の実施に要する以下の経費

- ① 地域連携推進員として区市町村が雇用した非常勤職員等の人件費、交通費、物品購入費等。
- ② 地域連携推進会議への参画に要する委託経費。

<地域連携推進会議>

- 目的：利用者地域との関係作りや地域の方の施設や利用者に関する理解促進、施設やサービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護等
- 構成：利用者及び家族、地域住民の代表者、福祉や経営に知見を有する者、区市町村の担当者等
- 内容：①グループホーム事業者が会議を開催し、運営状況の報告や要望、助言等についての意見交換を年1回以上実施
②グループホーム事業者が会議の記録を作成して公表
③会議を構成する地域連携推進員が年1回以上、グループホームを見学（ユニットごと）

福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
電話 03 (5320) 4151

Ⅲ 人材確保・育成支援関連事業

A 職員確保に関する支援策について知りたい

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業

職員が入居する住宅の借り上げを行う事業者に対して最大8.2万円/月を基準として、家賃の一部を補助

●月額8.2万円/戸、補助率7/8または1/2 ※利用条件あり

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当 (障害) ☎03-3344-7280



職員募集情報の掲載

ポータルサイト「ふくむすび」による情報発信

福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策、研修・イベント等の情報を提供

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策推進担当 ☎03-5320-4095



マッチング支援

地域密着相談面接会

東京都福祉人材センターにおいて、区市町村社会福祉協議会や行政、ハローワーク等と連携し、身近な地域で福祉の仕事をしたい人を対象に、地域の施設・事業所による相談面接会を実施

問 東京都福祉人材センター 福祉のしごと相談・面接会係 ☎03-5211-2860



専門家による伴走支援

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業



業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行う

問 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 ☎03-5320-4579

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業



福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援

●月額1万円 (5年目までの職員は1万円加算)

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 運営支援室 居住支援手当 (障害) 担当 ☎03-6302-0125



求職者への求人情報の紹介

無料職業紹介事業 (飯田橋)

飯田橋の東京都福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関する無料の求人求職紹介を実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室 ☎03-5211-2860



マッチング支援

マッチング強化策

東京都福祉人材センターにおいて、福祉分野を希望する求職者の相談に応じる出張相談、採用担当者及び管理職層向けセミナー、職場見学ツアーを実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室 ☎03-5211-2860



働きやすい職場情報の公表

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業

都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 宣言情報公表担当 ☎03-3344-8552



職員の奨学金返済支援

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援

●年60万円/1人、上限5年

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 ☎03-6302-0280



求職者への求人情報の紹介

無料職業紹介事業 (立川)

立川 (多摩支所) の東京都福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関する無料の求人求職紹介を実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室 多摩支所 ☎042-595-8422



体験・就業支援

ふくしチャレンジ職場体験事業

職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当 ☎03-5320-4049



職員確保支援

障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業

重度・高齢化が進む入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を推進するため、対象施設へのリハビリ職員の配置を促進

問 障害者施策推進部施設サービス支援課 障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156



合同就職説明会

福祉の仕事就職フォーラム

東京都福祉人材センターにおいて、都内の社会福祉法人等が出展する大規模な合同就職説明会を開催

問 東京都福祉人材センター人材情報室 多摩支所 ☎042-595-8422



体験

フクシを知ろう!おしごと体験

高校生等を対象とした福祉施設での職場体験等を実施

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当 ☎03-5320-4049



魅力発信事業

福祉の仕事イメージアップキャンペーン

インターネット広告やSNS広告等により、年間を通じた福祉の仕事の魅力等のイメージアップキャンペーンを展開

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当 ☎03-5320-4049



B DXに関する支援策について知りたい

DX導入支援

障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業

障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援

問 障害者施策推進部施設サービス支援課 障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156、児童福祉施設担当 ☎03-5320-4374 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 ☎03-5320-4579、居住支援担当 ☎03-5320-4151



DX活用支援

障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業



DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援

問 公益財団法人東京都福祉保健財団



C 職員の資格取得支援・キャリアアップ・研修に関する支援策について知りたい

資格取得支援に関すること

資格取得支援

現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業

障害福祉サービス事業所等で働く職員が国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助

- 対象資格：介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師
10万円/1人、補助率1/2

☎ 公益財団法人東京都福祉保健財団
人材養成部 福祉人材養成室
障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修に関すること

研修・イベント情報の提供

ポータルサイト「ふくむすび」による情報発信

福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策、研修・イベント等の情報を提供

☎ 生活福祉部地域福祉課
福祉人材対策推進担当
☎03-5320-4095



研修受講支援

代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業

障害福祉サービス事業所等が職員の資質向上を図るため研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣

☎ 障害者施策推進部地域生活支援課
在宅支援担当 ☎03-5320-4579



研修実施支援

事業所に対する育成支援事業

- ① 登録講師派遣事業
自前での研修企画・講師の確保等が困難な小・中規模の福祉・介護事業所に介護福祉士養成校等の講師を派遣して、出前研修を実施
- ② 研修実施サポート事業
小・中規模の事業所を対象に、職場研修アドバイザーが職場研修の効果的な実施方法等について相談・助言を実施

☎ 東京都福祉人材センター 研修室 ☎03-5800-3335



管理者向け研修

障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業

障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修及び取組事例等の動画配信を実施

☎ 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修

強度行動障害支援者養成研修事業

強度行動障害を有する者（児）に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として、強度行動障害支援者養成研修を実施

☎ 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修

東京都障害者ピアサポート研修

ピアサポーターとして従事する者や、障害福祉サービス事業所等の管理者等に対し研修を実施

☎ 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 東京都障害者ピアサポート研修担当
☎03-6302-0346



研修

障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるため、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施

☎ 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 権利擁護研修担当
☎03-6302-0394



研修

グループホーム従事者人材育成支援事業

グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施

☎ 障害者施策推進部地域生活支援課 居住支援担当
☎03-5320-4151



研修

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

たんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施

☎ 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当
☎03-5320-4579



研修

社会福祉事業従事者人権研修

社会福祉事業に従事する方を対象に、人権についての研修を実施

☎ 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



研修

依存症支援者研修

依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的とした研修を実施

- ☎ HPを確認の上、各研修実施機関にお問い合わせください。
- ・東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課 広報研修担当 ☎03-3302-7704
 - ・東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課 研修担当 ☎042-376-6580
 - ・東京都立精神保健福祉センター 調査担当 ☎03-3844-2210

右の二次元バーコード（事業所一覧）から各センターのトップページをご参照ください。
研修期間実施時期に案内が掲載されます。



研修

精神保健福祉研修

精神保健及び精神障害者の福祉に関する最新情報の提供と対人援助技術の向上を図ることを目的とした研修を実施

- ☎ HPを確認の上、各研修実施機関にお問い合わせください。
- ・東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課 広報研修担当 ☎03-3302-7704
 - ・東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課 研修担当 ☎042-376-6580
 - ・東京都立精神保健福祉センター 調査担当 ☎03-3844-2210

右の二次元バーコード（事業所一覧）から各センターのトップページをご参照ください。
研修期間実施時期に案内が掲載されます。



D 福利厚生充実・施設（事業所）運営に関する支援策について知りたい

職員の福利厚生に関すること

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業 (再掲)

職員が入居する住宅の借り上げを行う事業者に対して最大8.2万円/月を基準として、家賃の一部を補助

- 月額8.2万円/戸、補助率7/8または1/2 ※利用条件あり

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部
運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当 (障害)
☎03-3344-7280



職員の居住支援

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業 (再掲) NEW!

福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援

- 月額1万円 (5年目までの職員は1万円加算)

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 運営支援室
居住支援手当 (障害) 担当 ☎03-6302-0125



職員の処遇改善支援

福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業

福祉・介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進するため、事業所へ助言・指導等を行う

問 福祉・介護職員処遇改善加算取得に関する
無料相談窓口 ☎0120-179-117



職員の奨学金返済支援

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業 (再掲)

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援

- 年60万円/1人、上限5年

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉人材対策室 ☎03-6302-0280



施設（事業所）運営に関すること

働きやすい職場情報の公表

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業 (再掲)

都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉情報室 宣言情報公表担当 ☎03-3344-8552



相談窓口

人材定着・離職防止相談支援事業

東京都福祉人材センターにおいて、福祉事業従事者等を対象とした仕事や職場の悩みを受け付ける相談窓口を設置

問 東京都福祉人材センター人材情報室
☎03-5211-2860



専門職による伴走支援

障害者支援施設等支援力育成派遣事業

高齢・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、障害者支援施設等へ専門職等を派遣

問 障害者施策推進部施設サービス支援課
障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156

専門家による伴走支援

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業 (再掲) NEW!

業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行う

問 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当
☎03-5320-4579

IV 指定申請・変更届に係る

提出書類一覧

※令和8年4月から、提出資料の様式が変わりました。

指定申請 提出書類一覧

申請書及び添付書類		備考
申請書	指定申請書	別紙様式第一号
	共同生活援助事業所の指定等に係る記載事項	付表12
加算届出	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(ユニットごと)	別紙1-1
	福祉専門職員配置等加算に関する届出書及び各種資格証明書の写し又は実務経験証明書	別紙3-1
	常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算に関する届出書	別紙5
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)/(Ⅱ)に関する届出書	別紙6-1・6-2
	高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書	別紙7
	重度障害者支援加算に関する届出書	別紙8-3
	地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書	別紙12
	精神障害者地域移行特別加算に関する届出書及び各種資格証明書	別紙13
	強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書及び各種修了証	別紙14
	医療連携体制加算(Ⅶ)に関する届出書及び看護師の資格証明書の写し及び重度化した場合における対応に関する指針	別紙15
	障害者支援施設等感染対策向上加算に関する届出書	別紙22
	ピアサポート実施加算に関する届出書	別紙23-1
	退居後ピアサポート実施加算に関する届出書	別紙24
	夜間支援等体制加算に関する届出書	別紙29-2
	人員配置体制加算に関する届出書	別紙37
	夜勤職員加配加算に関する届出書(日中サービス支援型事業所のみ対象)	別紙38
	医療的ケア対応支援加算に関する届出書	別紙39
	自立生活支援加算(Ⅲ)に関する届出書(移行支援住居の届出)	別紙40
	居住支援連携体制加算に関する届出書(自立生活支援加算(Ⅰ)+α①)	別紙55
	強度行動障害者体験利用加算に係る届出書	別紙41
通勤者生活支援加算に係る体制	別紙56	
添付書類	申請者の登記事項証明書又は条例等	
	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	参考様式1, 2
	事業所の管理者、サービス管理責任者の経歴書	参考様式3
	運営規程	参考例あり
	利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	標準様式2
	従業者の勤務の体制及び勤務形態	標準様式4
	受託居宅介護サービス事業委託契約書の写し【外部サービス利用型事業所のみ】	
	協力医療機関との契約の内容がわかる協定書等	参考例あり
36条第3項各号非該当誓約書	標準様式3	
その他指定に関し必要と認める事項	登記(全部)事項証明書など所有権が確認できる書類【自己所有物件を使用する場合】	
	賃貸借契約書(写)【賃借物件を使用する場合のみ】	
	関係法令等確認書	様式あり
	サービス管理責任者研修及び相談支援従事者研修修了証	
	実務経験証明書及び資格証明書の写し(資格を持っている場合のみ)	参考様式4
	主たる対象者を特定する理由書	標準様式1
	就業規則	
	当該申請事業に係る資産状況(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録等)	
協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要【日中サービス支援型事業所のみ】	参考例あり	
その他	事業開始届、条例、収支予算書、事業計画書	一部様式あり
	耐震化に関する調査票	様式あり
	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	様式あり
	東京都障害者通過型グループホーム指定申請書及び添付書類【通過型の指定を受ける場合のみ】	様式あり

変更届の提出書類一覧（共同生活援助①）

変更届の提出は、事業所単位になります

- … 必須書類
- ▲ … 変更内容次第で提出が必要となる書類

<提出期限>

ユニット増、サテライト設置に係る変更届

届出が15日以前になされた場合は翌月から

届出が16日以降になされた場合は翌々月からの開設となります。

※ユニット増減、定員増減、サテライト増減、移転の場合は事前相談が必要です。説明会資料3をよく御確認ください。

その他、下記変更事項に係る変更届

変更があった日から10日以内に届け出てください

変更届提出先

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部

障害福祉事業者指定室（共同生活援助）

※ 郵送でも持参でも構いません。

変更事項	変更届出書		共同生活援助事業所の指定等に関する記載事項	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	登録簿謄本（履歴事項全部証明書）	条例等	平面図（図面が用意できない場合は参考様式に記載）・周辺地図	設備の概要	経歴書	運営規程	利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	受託居宅介護サービス事業委託契約書の写し	協力医療機関との契約がわかる協定書等	非該当誓約書	建物の所有権が確認できる書類（登記（全部事項証明書）等）	賃貸借契約書（写）	関係法令等確認書	研修修了証書の写し（サビ管/相談支援従事者）（※）	実務経験証明書（※）	資格証明書の写し（※）	主たる対象者を特定する理由	協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要	耐震化に関する調査票	その他	備考		
	別紙様式第二号	付表12																									別紙1	（公設や公営の場合）
事業所の名称	●	●				▲																						
事業所の所在地	●	●				▲	●	●									●								●		ユニットの移転を伴う場合は事前相談が必要です。	
事業所の連絡先（電話番号）	●	●								▲	▲																電話番号変更に伴い、苦情解決措置の概要（相談窓口の電話番号）に変更ないかご確認ください。	
申請者（法人）の名称	●				●																							
申請者（法人）の主たる事務所の所在地	●				●	▲																						
申請者の代表者の氏名、住所及び職名	●				●												●											
登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するもの）	●				●	●											●											
事業所の構造概要・平面図・設備の概要	●	●					●	●											▲						▲			
利用者の定員	●	●	●				●	▲				●															定員変更により加算要件を満たさなくなるがあるので、変更が生じないかご確認ください。	
管理者（氏名、住所変更含む）	●	●							●			●					●										管理者が苦情相談窓口の場合、運営規程等に変更がないかご確認ください。	
サービス管理責任者（氏名、住所変更含む）	●	●							●			●								●	●	▲					事前に資格要件をよくご確認ください。	
運営規程（利用料、その他費用含む）	●	●								●															▲	利用者から受領する費用の変更にあたっては、事前に利用者には十分説明する必要があります。また、料金の根拠として、金額の積算方法を任意様式でご提出ください。		
協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容	●	●												●														
提供する障害福祉サービス等の種類（介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型）	●	●	●							●		●	▲											▲		▲は外部サービス利用型や日中サービス支援型へ変更する場合に必要です。		
従業者の勤務の体制及び勤務形態																												
その他	都からの連絡先メールアドレス	●	●																								都からのご連絡は、事業所のメールアドレス宛てにお送りします。	
	ユニットまたはサテライトの新設/移転/廃止	●	●				●	●			●						●		●						●	▲	廃止の場合は移行者リストの提出が必要です。また、移転やユニット廃止の場合は過去に補助金を受けて建物等を整備していないかご確認ください。	
	法人の電話番号、メールアドレス	●																										
	主たる対象者	●	●								●												●					
	苦情解決措置の概要（窓口等）	●	●								▲	●																運営規程は苦情相談窓口などの記載に変更がある場合に添付。
	地域生活支援拠点等の機能	●	●	●							●															●	区市町村との協定書の写し等が必要です。	
	地域生活支援拠点等として担う機能を明記																											
受託居宅介護サービス事業所	●	●											●															
バックアップ施設の変更等	●	●																										
事業所の廃止																									●	廃止届、移行者リストを廃止の1か月前にご提出ください。また、過去に補助金を受けて建物等を整備していないかご確認ください。		

（※）資格証等に記載されている名前が旧姓の場合、①苗字が変わったことがわかる書類（運転免許証、パスポート、戸籍抄本など）②法人による証明（〇〇と相違ないことを証明する旨を記載し法人印を押印）のいずれかをご提出ください。

<状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。>

変更届の提出書類一覧 (共同生活援助②)

- ... 必須書類
- ▲ ... 変更内容次第で提出が必要となる書類

変更届の提出は、事業所単位になります

届出が15日以前になされた場合は翌月から
届出が16日以降になされた場合は翌々月からの算定開始となります。

変更届提出先 ※郵送でも持参でも構いません
 〒163-0718
 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階
 公益財団法人東京都福祉保健財団
 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 (共同生活援助)

加算名	変更届出書	共同生活援助事業所の指定等に係る記載事項	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 ユニットごとに作成	各加算届出様式	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	各種資格証・修了証の写し	実務経験証明書	運営規程	居住支援法人又は居住支援協議会との連携計画書	その他	備考
	別紙様式第二号	付表12	別紙1		標準様式4		参考様式4				
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	●	●	●	別紙3-1	●	●	●				(Ⅰ)(Ⅱ)の場合：資格証の写し (Ⅲ)の場合：実務経験証明書
看護職員配置加算	●	●	●	別紙5	●	●					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	●	●	●	別紙6-1/6-2	●						
高次脳機能障害者支援体制加算	●	●	●	別紙7	●	●					
重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)	●	●	●	別紙8-3	●	●					
地域生活移行個別支援特別加算	●	●	●	別紙12		●					
精神障害者地域移行特別加算	●	●	●	別紙13	●	●		●			
強度行動障害者地域移行特別加算	●	●	●	別紙14	●	●					
医療連携体制加算(Ⅶ)	●	●	●	別紙15	●					●	・重度化した場合の対応に係る指針 ・看護師免許の写し/訪問看護ステーションとの契約書の写し
障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	●	●	●	別紙22						●	(Ⅰ)の場合 第二種協定指定医療機関との連携協定書の写し
ピアサポート実施加算	●	●	●	別紙23-1	●	●					
退去後ピアサポート実施加算	●	●	●	別紙24	●	●					
夜間支援等体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)	●	●	●	別紙29-2	●			▲			(Ⅲ)の場合 運営規程に緊急時の連絡先や連絡方法を記載
人員配置体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅴ)(Ⅵ)(ⅩⅢ)(ⅩⅣ)	●	●	●	別紙37	●						
夜勤職員加配加算	●	●	●	別紙38	●						日中サービス支援型のみ算定対象
医療的ケア対応支援加算	●	●	●	別紙39	●	●					
自立生活支援加算(Ⅲ)	●	●	●	別紙40	●	●					
居住支援連携体制加算 (自立生活支援加算(Ⅰ)+α①)	●	●	●	別紙55					●		
強度行動障害者体験利用加算	●	●	●	別紙41	●	●					
通勤者生活支援加算	●	●	●	別紙56							
職員欠如減算(世話人等、サービス管理責任者)	●	●	●	-	●						
大規模住居等減算	●	●	●	-						▲	必要に応じて平面図・周辺図を添付
情報公表未報告減算	●	●	●	-							
業務継続計画未策定減算	●	●	●	-							
身体拘束廃止未実施減算	●	●	●	-							
虐待防止措置未実施減算	●	●	●	-							
福祉・介護職員等処遇改善加算	当該加算の届出先は、処遇改善加算の専用ヘルプデスク(03-5320-4230(直通))になります。										

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

東京都障害者・障害児施策推進計画の概要

(令和6年度～令和8年度)

(東京都障害者計画)

(第7期東京都障害福祉計画)

(第3期東京都障害児福祉計画)



第3 計画の基本理念と施策目標

1 基本理念 (55～56 ページ)

- 東京都は、これまで「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会である」という理念を掲げ、障害者施策を推進してきました。
- 本計画では、この理念を踏まえ、「自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と同しく、どのような状況においても人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会」の実現を目指して、以下の基本理念を掲げ、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に暮らし、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者本人の希望や状況に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

一人ひとりと生きるまち。



第2章 目標達成のための施策と取組

第1 施策目標と取組の体系（63 ページ）

施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進	
1	障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組
2	虐待防止等への対応
3	障害者への情報保障の充実
4	スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進
5	ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり
施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり	
1	地域におけるサービス提供体制の整備
2	地域生活を支える相談支援体制等の整備
3	地域移行の促進と地域生活継続のための支援
4	保健・医療・福祉等の連携による支援体制
5	障害者の住まいの確保
6	安全・安心の確保
施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実	
1	障害児への支援の充実
2	全ての学校における特別支援教育の充実
3	職業的自立に向けた職業教育の充実
施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現	
1	一般就労に向けた支援の充実・強化
2	福祉施設における就労支援の充実・強化
施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用	
1	障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実
2	障害福祉サービス事業所におけるDXの活用
3	障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成

施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

1 地域におけるサービス提供体制の整備（132～147 ページ）

- ◆ 障害者が希望する地域で安心して暮らしていくために、障害者の高齢化や障害の重度化などの障害者の状況の変化や医療的ケアなどの多様なニーズにも対応できるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。
- ◆ 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、グループホームや通所施設など地域生活基盤の整備を促進します。
- ◆ 家族の状況の変化や緊急事態にも対応し、障害者が地域での生活を継続できる支援体制として、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、機能の充実を図ります。

障害者・障害児地域生活支援3か年プランによる整備目標

事項	内容	令和8年度末目標
地域居住の場の整備 (グループホーム)	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進します。	2,700 人増
日中活動の場の整備 (通所施設等)	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。	5,100 人増
在宅サービスの充実 (短期入所)	障害者・障害児が身近な地域で短期入所を利用できるよう、整備を促進します。	140 人増

地域生活基盤における重度障害者の利用者数の見込

事項	令和8年度末目標
地域居住の場（グループホーム）	1,000 人増
日中活動の場（生活介護）	2,600 人増
在宅サービス（短期入所）	1,500 人増

（注）各人数は、重度障害者や医療的ケア等に係る加算等の算定対象者数（複数の加算等対象者数の合計）。